

第11回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和3年3月22日（月）10：55～
場所 本庁舎3階 第一会議室

次 第

- 1 開会
- 2 本部長指示
- 3 議事
 - (1) 各部等からの報告
 - (2) 今後の対応
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第11回）

令和3年3月22日
第一会議室

教育長	鈴木副市長	市長	川口副市長	病院事業管理者

総務局次長	総務局長		総合政策局長	建設局長
都市局長	財政局長		市民局長	会計管理者
消防局長	保健福祉局長		こども未来局長	議会事務局長
危機管理監	環境局長		経済農政局長	教育次長
危機管理課長				

				保健福祉局次長
				医療衛生部長
				医療衛生部参事
				感染症対策調整担当課長
				医療政策課長

--

--

入口

入口

新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュール（予定）について

1 本市へのワクチンの供給見込み

国から示されている情報を踏まえると、4月及び5月に国から本市に供給される市民接種用ワクチンの供給の時期及び量は、現段階において、以下のとおりと見込まれます。

国の配送予定	本市への供給量	接種可能日
4月5日（月）の週に配送	2箱（約1,000人分）	4月12日（月）以降
4月26日（月）の週に配送	1箱（約500人分）	5月3日（月）以降
5月9日（日）までに配送	未定 ※ 国によれば、全国で4,000箱程度を配送するとのこと。	5月10日（月）以降
5月10日（月）以降	未定 ※ 国によれば、毎週9,188箱の供給を見込んでいるとのこと。また、6月中は5月分を上回る供給を見込んでいるとのこと。	未定

2 本市の接種スケジュール（予定）

上記1を踏まえて、本市の4月及び5月の接種スケジュールを以下のとおり予定しています。

（1）4月及び5月のワクチンの供給量が少ない時期までの接種

ア 4月及び5月のワクチンの供給量が少ない時期までは、限られた量のワクチンを有効に活用するため、感染クラスター発生に伴う医療・介護分野への影響リスク等を考慮して、高齢者施設の入所者及び従事者への接種を実施します。

イ 上記アの高齢者施設は、多床室の有無、接種対象者（入所者及び従事者）の数、嘱託医等との連携の確保状況、ワクチン接種体制の整備状況などを考慮し、関係機関と協議しながら選定してまいります。

ウ なお、ワクチンの安定供給が見込まれるようになった時期以降の接種は、接種の準備が整った施設から順次実施していく予定です。

（2）5月以降の接種

安定したワクチン供給が見込まれる5月中旬から、65歳以上の高齢者の方へのワクチン接種を開始します。

※ 接種券は、4月下旬に、接種対象者（65歳以上の高齢者の方）に郵送されます。

STOP!! 新型コロナウイルス

～基本的な感染症対策の徹底をお願いします～

緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルスの脅威がなくなるわけではありません
今一度気を引き締めて、感染症対策に取り組みましょう

マスクの着用



食事中は静かに
(会話するならマスクを！)



手洗い・消毒



三密（密集・密接・密閉）回避



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。





令和3年3月19日
【全体に関すること】
千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉局医療衛生部医療政策課)
電話 245-5802
内線 6644

緊急事態宣言の解除に伴い、市施設の利用制限を段階的に緩和します

千葉市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための政府による緊急事態宣言の解除に伴い、3月22日以降、これまでの市施設の利用制限を段階的に緩和していきますので、お知らせします。

1 再開する施設（これまで休館していた施設）

(1) 高齢者関連施設

いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター、おゆみ野ふれあい館

(※幸老人センターは、3月31日をもって廃止)

(2) 屋内運動施設

2 夜間の利用制限（全施設共通）

20時以降の利用停止

※これまでは18時以降の利用停止

3 期間

3月22日（月）から3月31日（水）まで

※4月1日以降の取り扱いは今後改めてお知らせします。

4 その他

(1) 各施設においては、引き続き、感染症防止拡大のための取組みを行います。

(2) その他、各施設の判断により、利用人数、時間等を制限する場合があります。詳細は、各施設のホームページを参照してください。なお、以下のページに各施設のホームページへのリンクを掲載しています。（情報は、随時更新する場合があります。）

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/covid-19/shisetsu.html>